**ホームレス対策についての5都市共通要望事項**

平成11年４月28日・1999年

**厚生省社会・援護局長　炭谷　茂　様**

**ホームレス問題連絡会議関係都市会議**

**東京都・東京都新宿区・川崎市・名古屋市・大阪市・横浜市**

**１．特別立法の制定**

　年々深刻化し、多様な問題を抱えている各都市の実情を踏まえ、ホームレス対策を円滑旦つ効果的に実施するためにホームレス対策の包括的実施を担保する「ホームレスに対する緊急措置に関する法律(仮称)」を制定されたい。

〈法整備の骨格〉

①国・都道府県・市町村の責任.役割の明確化と対策指針の明示

②社会的自立に向けた相談体制の確率

③自立支援事業の位置づけと実施

④公共施設の機能適正化のための管理対策の強化

**２．実効性のある雇用対策の実施**

　自立を支援するためには、就労機会の確保を図る必要があるので、実効性のある就労対策を講じられたい。特に高年齢日雇労働者等に対する福祉的就労事業の実施など、全国規模で就労機会の拡大を図るとともに、国において特別就労事業を実施されたい。

　また、雇用保険法による日雇労働者求職者給付金の支給要件の緩和を図られたい。

**３．自立支援事業への財政的措置**

　国の主任において、自立支援センターの施設整備及び運営に要する経費に財政的措置を講じられたい。また、自立支援のために各都市がその実情を踏まえて実施する事業等に対しても財政的措置を講じられたい。

**４．緊急援護事業への財政的支援**

抜本的な対策が確立されるまでの間、各都市が実施する緊急援護事業に要する経費に対して財政的な支援を講じられたい。

**５．保健医療対策の充実**

結核等の保健医療対策の充実とそれに対する財政的支援を講じられたい。